

東村山市いじめ防止基本方針の主な改定内容

(2ページ)

第1 基本的な考え方

1 基本方針策定の意義

- ・いじめ防止対策推進法第12条の地方いじめ防止基本方針の規定を記載。
- ・法第12条の規定を参酌し、市として基本方針を策定する旨記載。

(4ページ)

4 「いじめ防止」等に関する基本的な考え方

- ・「いじめ防止等の対策を推進する六つのポイント」を(4)の項目として整理。

(5ページ)

第2 いじめの防止等のための対策

1 市における取組

- ・東村山市教育委員会における取組を市としての取組として整理。

(1) 基本方針の策定

- ・市における取組として基本方針の策定を規定。

(6ページ)

○いじめ問題調査委員会

- ・委員構成の臨床心理士の名称を心理専門家へ、小児科医を小児科の診療に相当の経験を有する医師へ、委員に弁護士、その他教育委員会が認める者を追加。保護者代表を削除。

(7ページ)

○いじめ問題再調査委員会

- ・いじめ問題再調査委員会の設置に関することについて記載。

(3) いじめ防止等に関する具体的な取組

①未然に防ぐために

- ・「いじめに関する研修」のうち、1回以上、「重大事態」の定義と、「いじめ防止等のための基本的な方針」の内容を確認し、理解を深めるようにすることを追加。
- ・「子ども相談員や指導主事を適宜学校へ派遣し…」を「指導主事や心理専門家等を適宜学校へ派遣し…」へ変更。

(8ページ)

- ・生活指導主任会等を通して、各学校のいじめ防止に関する取組について情報を交換し、効果的な取組については、実態に合わせて各学校で取り入れるよう指導・助言することを追加。
- ・生徒会サミットにおける取組について削除。
 - ②早期に発見するために
- ・「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によるいじめの認知件数が0であった場合の公表・検証について削除。
- ・いじめ解消における判断の期間や流れを削除。
- ・理由が明確でない欠席については、「東村山市不登校未然防止・早期発見・早期対応マニュアル」を活用し、いじめの有無について確認するよう指導・助言することを追加。

(9ページ)

④重大事態発生時

- ・東村山市教育委員会において「重大事態である」と認められたときには、教育長は市長にその旨を報告することを記載。
- ・いじめ問題再調査委員会の設置に関することについて記載。
- ・再調査の進捗状況等及び再調査結果は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、適時・適切な方法で情報提供する旨記載。
- ・再調査の結果についての議会への報告、重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じる旨規定。

(10ページ)

⑤重大事態発生時 対応フロー図

- ・対応フロー図を追加。

(11ページ)

2 学校における取組

- ・未然防止のための取組、早期発見のための取組、早期対応のための取組、重大事態への対処について整理。